

上小名田里づくり計画



令和元年7月
上小名田里づくり協議会

目 次

第1章 上小名田地区の概要

1 上小名田地区の立地条件	4
2 上小名田地区の人口統計	4
3 上小名田地区の営農状況	4
4 地区の行事等	5
5 地区の伝承等	7
6 農村用途区域	9
7 地区の問題点及び	10

第2章 地区の整備の目標及び方針

第3章 農業振興計画

第4章 環境整備計画

1 災害対策	11
--------	----

第5章 土地利用計画

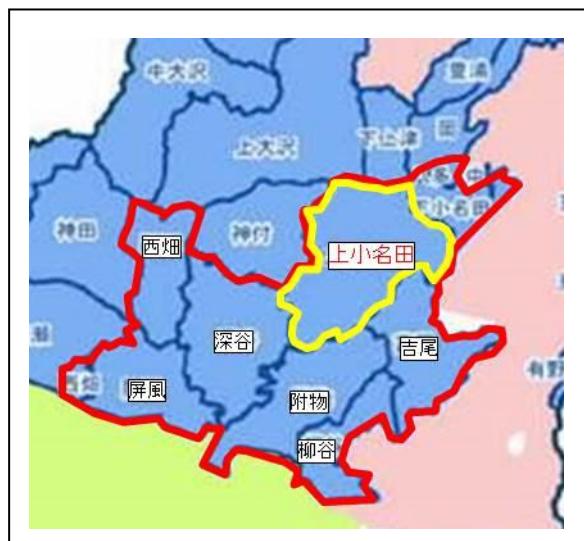
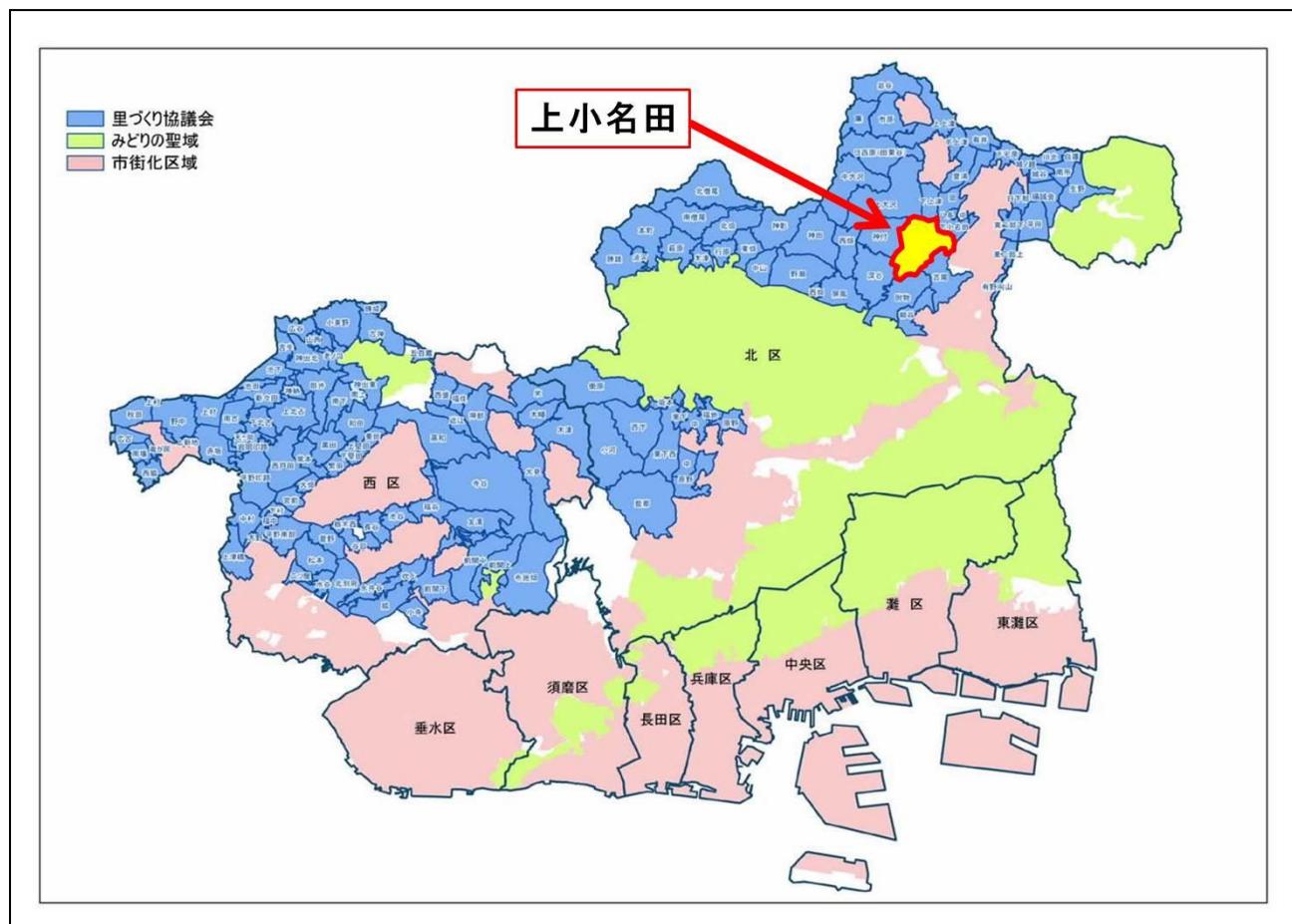
第6章 市街地との交流に関する計画

1 大阪市（北新地）の子ども会との交流	12
---------------------	----

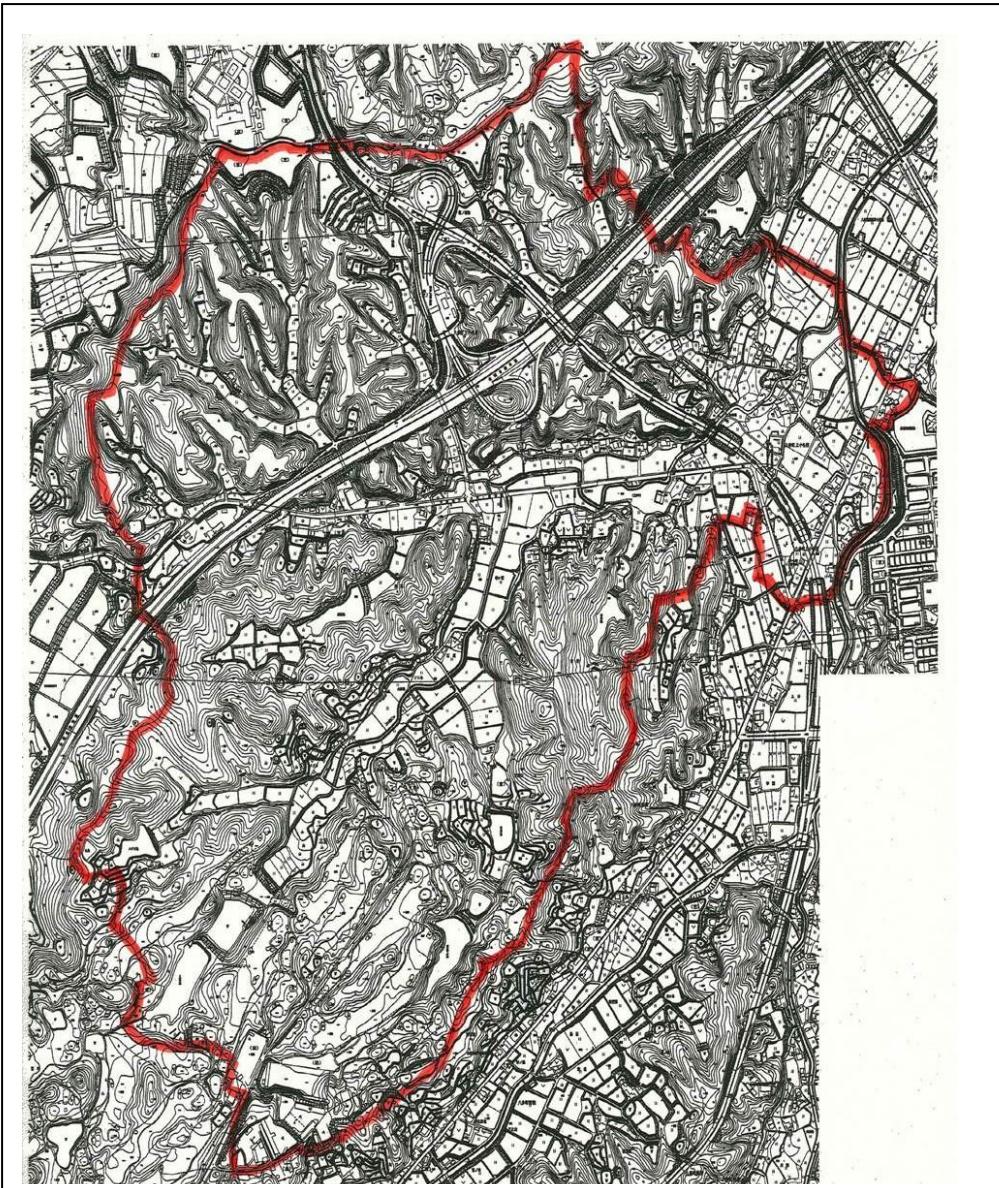
第7章 農村定住起業

上小名田里づくり計画の策定経過

第1章 上小名田地区の概要



上小名田の位置図



上小名田地区

1 上小名田地区の立地条件

上小名田地区は北区八多町の北部に位置している。地区の南部で附物・吉尾集落、西部で大沢町、東部で下小名田集落、北部で大沢町にそれぞれ隣接している。地区の中心を山陽自動車道が走っている。また集落を県道 82 号線が走っており、地域住民の生活に大きな役割を果たしている。

2 上小名田地区の人口統計（国勢調査より）

	2005 年	2010 年	2015 年
世帯数	77	76	73
人口	300	281	244

3 上小名田地区の営農状況（農林業センサスより）

	2005 年	2010 年	2015 年
農家戸数	43	43	40
専業農家	5	4	2
第 1 種兼業農家	4	5	7
第 2 種兼業農家	34	34	31
農家人口（人）	176	162	136
農地面積(a)	2967	2999	2565
田	2924	2956	2500
畠	30	38	53
樹園地	13	5	12

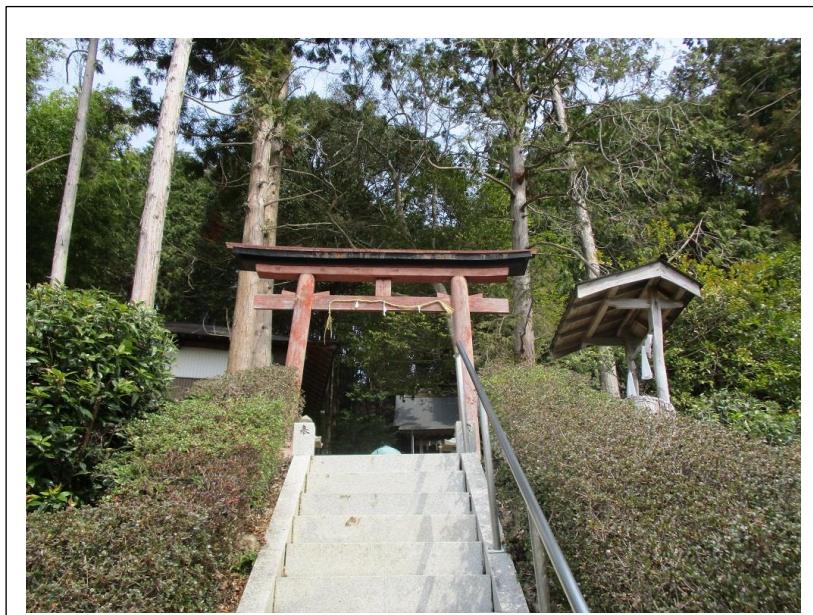
4 地区の行事

集落にある若宮八幡神社および円照寺では、年間様々な行事が行われている。少子高齢化・人口減少により、行事自体の存続が危ぶまれている物もある。

貴重な文化を後世に継承していくことが求められる一方、過大な負担がないように存続していく体制作りもまた求められている。

(1) 若宮八幡神社

現在は八多神社に合祀されているが、社殿は維持されており長床も現存している。講（若宮講）も存続されており毎年、餅まきや子ども相撲、八多神社に併せて神幸祭が行われている。



若宮神社

ア 頭渡し（1/13）

厄除けを祈願し、餅まきを行う。

イ 夏祭り（7/17）

子どもの相撲を行う。

ウ 例祭・神幸祭（10/16）

八多神社（下小名田地区）の祭りに併せ開催。

エ 参与講・御頭（12月第2日曜日）

(2) 円照寺

1659年に中興南室存向大和尚が訪れた際に法師住寺の法地として開かれた。

1873年から1878年の間、本堂は中・下小名田・上小名田・吉尾を学区とした吉元小学校として併用された。護摩焼きや数珠繰りなどが年間行事として行われている。

八多町誌編纂委員会（2008）『八多町誌』p. 419より

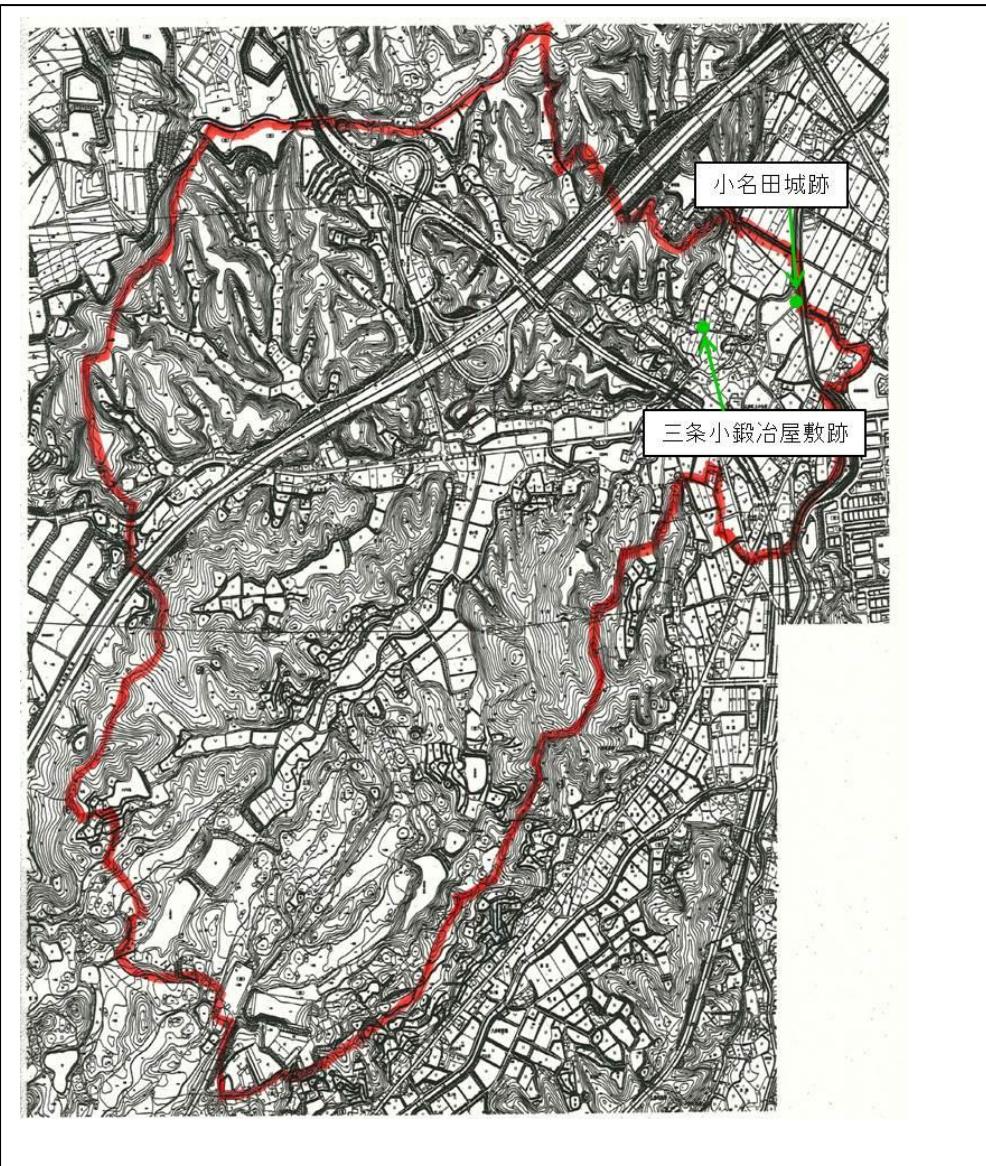


円照寺



数珠繰りの様子

5 地区の伝承等



(1) 小名田城

地区内の八多川と八坂川の合流地点付近に、かつての毛利氏の居城「小名田城」があった。圃場整備時に遺構は失われてしまったが、近隣の松原城（道場町）・淡河城（淡河町）と共に、戦国時代の勢力図を窺わせる。

(2) 刀匠「三条小鍛冶宗近」

平安時代中期、地区内に刀匠「三条小鍛冶宗近」が居住し刀を打っていたとされる。三条宗近は全国でも五本の指に入る名工に数えられ、作品の一つである「三日月」は国宝に指定されている。現在三条小鍛冶宗近の作と伝わる脇差が八多神社（下小名田地区）に奉納されているほか、地区内の田には屋敷跡の遺構が残されている。

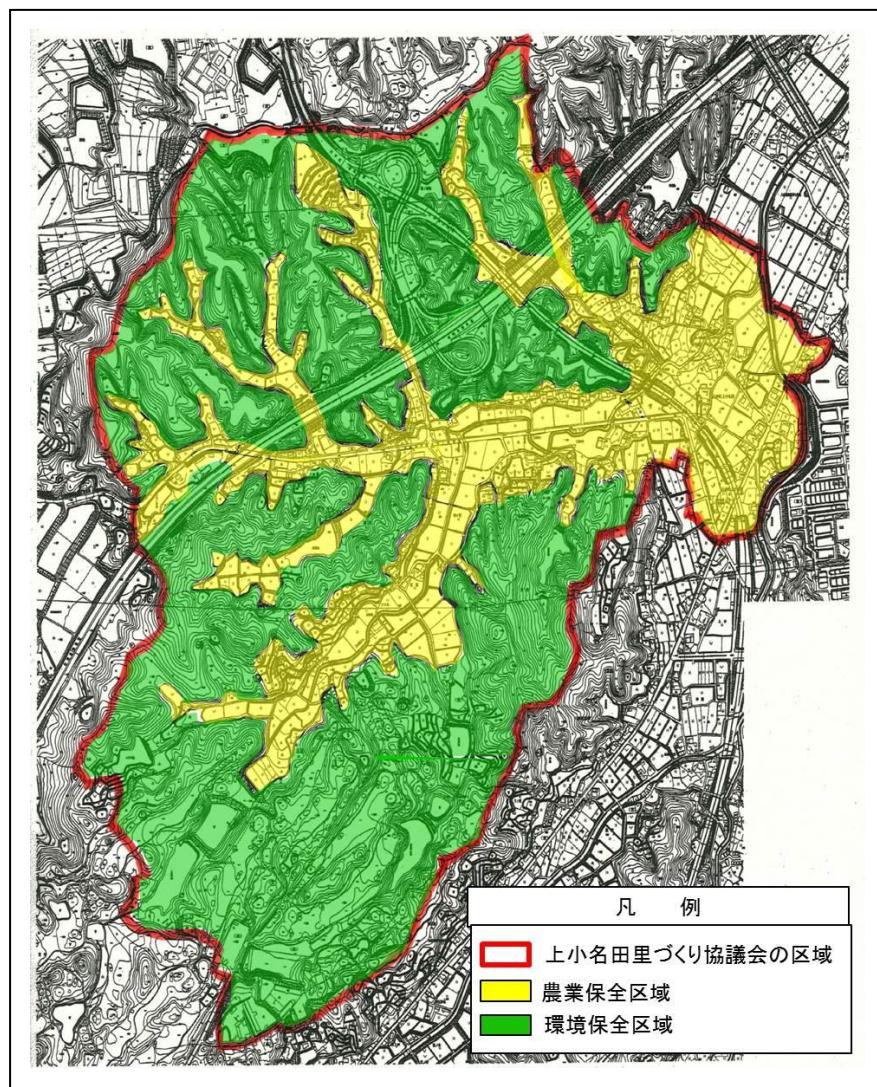
岡田孝久(2009) 『八多の民話』より 八多町自治協議会.



6 農村用途区域

上小名田地区の農村用途区域は、環境保全区域と農業保全区域からなっている。農村用途区域に
関し、現在定められている区域設定を変更しないものとする。

用途区域	面積 (ha)	割合 (%)	備考
農業保全区域	97	31.6	今後も区域の優良農地を保全活用する。
環境保全区域	210	68.4	今後も保全区域として活用する。
集落居住区域			新たな区域設定は行わない。
特定区域 A 区域			新たな区域設定は行わない。
特定区域 B 区域			新たな区域設定は行わない。
合 計	307		



上小名田農村用途区域図

7 地区の問題点及び課題

①農業振興

地区内農業者の高齢化および後継者不足が進行している。担い手の確保、地域農業の活性化が望まれる。

②少子高齢化

地区内の少子高齢化が進んでいる。対策として、増加している空き家の活用が望まれる。

③生活環境

地区内の危険カ所や魅力的な場所の共通認識をもち、安全で住みよい生活環境づくりを行う。

第2章 地区の整備の目標及び方針

上小名田地区の資源を活かして、地域の活性化および安全で住み良い環境づくりを基本目標とし、以下の点を軸に魅力ある里づくりを進めていく。

- 1 農業を振興するための条件整備
- 2 市街地住民との交流
- 3 農村定住起業の活用

第3章 農業振興計画

1 営農環境の維持・改善

地区内では水田農業を中心とした農業が営まれている。後継者がいない農家も多く、将来の営農環境の見通しは明るいとは言えない状況だが、農地の保全を行い、将来に良好な営農環境を引き継いでいく。

集落では多面的機能支払制度に平成26年度より取り組んでおり、今後も引き続き制度に取り組むことで集落の環境を維持していく。

2 獣害対策

イノシシ・アライグマ・ヌートリア等による農産物被害が多発している。作物そのものの被害の他、掘り返しによる被害も大きい。補助事業を活用し、電気柵設置は進めているが、特にイノシシによる被害は続いている。今後も電気柵の適切な設置・管理や、農産物残渣の適切な処理等、被害軽減に向けた対策を行っていく。

3 上小名田営農組合の体質強化

上小名田営農組合の体質強化のため、上小名田地区のみならず、近隣集落での作業受託の拡大も視野に入れ、規模拡大を進めていく。

4 未整備田について

圃場整備を行っていない田（未整備田）は不整形かつ小規模であり作業効率が悪いものの、集落全体の営農環境を維持・改善するには未整備田の管理も不可欠である。園芸作物の栽培や交流事業への活用等、農地が荒廃しないような方策が求められる。

5 後継者の育成

現在のところ、上小名田営農組合を中心として集落内の農地は管理されているが、営農組合のオペレーターも高齢化が進み、組織があるとはいえ楽観視できない状況にある。地区外に出た子ども世代が集落に戻って次世代の担い手として活躍できるように、集落側の受け入れ態勢も充実させていく。

第4章 環境整備計画

1 災害対策

平成30年度の豪雨や台風による災害により、集落内のため池等に被害が発生した。

今後は、日常の管理体制の強化等により被害の防止・軽減に努める。また、多面的機能支払交付金制度を活用し、適宜施設の補修・改修を行っていく。



平成30年度災害の補修箇所

第5章 土地利用計画

地域の環境や景観に配慮した秩序ある土地利用を計画的に進める。

秩序ある土地利用を計画的に推進し、農村らしい景観の保全及び形成に努めることが大切であり、法令を順守して活性化を推進していく必要がある。

第6章 市街地との交流に関する計画

・大阪市（北新地）の子ども会との交流

平成20年より、大阪市の子ども会と農業体験を通じた交流を行っている。稲作や野菜作り等の栽培体験の場を提供することにより、継続的な交流をしており、地域農産物の販路拡大といった成果も上がっている。

今後も農産物の直売など、単なる交流にとどまらず、農業を振興するための方策の一つとして捉え、集落の発展につなげていく。



交流の様子

第7章 農村定住起業計画

事 項	内 容
里づくり計画の整備や方針 地域の目標 ～農村定住起業に関する方針～	<p>地域の課題(高齢化、地域活性化、農業担い手確保)改善に向けて、古民家を活用した集落の活性化に地域ぐるみで取り組む。</p> <p>具体的な取組みは、下記に定め、事業の進捗にあわせ、都度地域住民と起業者において、その成果を検証し、見直しをしながら段階的に進めていく。</p>
農村定住起業による地域の活性化の目標	<p>農村定住起業の取組では、里づくり計画に掲げる基本目標（空家の活用、雇用の創出、農家所得の向上、若者人口の定着）を達成するため、地域と起業者が協力のもと、里づくり拠点(農村定住起業施設)での従業員雇用、地区内事業者との連携、食材用農産物の生産を調整しながら、将来的には、「地域ブランド(ご当地グルメ等)」となる特産品の開発とそのPRを行い、持続的な地域活性化を図っていく。</p>
地域コミュニティへの参加・受入れ及び地域資源の活用に際してのルールづくり	<p>地域へ移り住むあらたな仲間と将来にわたり末永く取組みを継続するためのルールを以下のとおりとし、それが協力し取組むものとする。</p> <p>(共通ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家レストランでは、地域農産物を過半使用出来るよう積極的に起業者と生産者において、企画計画から食材の提供まで協力のもとを行う。 ・施設への来場者対策として、地区内住民やサイクリストを対象とし、駐輪スペースとしてバースタンドを設置する。今後、必要に応じて駐車場確保を適切に行い、繁忙期等においては、地区内の安全のため交通整理人の配置等計画する。 ・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等提供については十分配慮する。 ・地域奉仕は、拠点周辺の清掃等に努め、地域美化に主体的に協力する。

1 ひの家ふえ

施設名	ひの家ふえ
所在地	兵庫県神戸市北区八多町上小名田 1570 番地 面積 110 m ² 内カフェスペース 48.7 m ²
事業主体	代表 桶ノ上良昭
適用区域	環境保全区域
施設用途	コミュニティカフェ・コミュニティナース
具体的な事業計画	<p>(1) コミュニティカフェの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニアや高齢者の能力や専門性を活かしたワークショップの開催等 ・地域住民の作った農産物の販売等 ・サイクリストの休憩・寄りみち場 <p>(2) コミュニティナースの事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り支援、介護予防教室の開催、介護・健康相談他 ・フットケア（爪切り・インソール作成等） <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建築物の権利関係所有者 桶ノ上良昭 ・農村定住起業者 桶ノ上良昭 定住者 同左 <p><駐輪スペース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクルラックを2台設ける。（収容台数約10台）
個別ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・集落住民と協議同意を得る（文書を残す）。また、隣保・水利組合と協議同意を得る。 ・周辺環境の悪化、騒音などの環境保全に留意した運営を行う。音・熱・反射光・ゴミ・匂いなどについて担当責任者をきめ、対応協議できるようにする。 ・上小名田地区の農産物を積極的に活用し、確保が困難な場合は、神戸市内のものを活用する。

農村定住起業者	業種	所在地	個別ルール
桶ノ上良昭	コミュニティカフェ・ コミュニティナース	神戸市北区八多町上小名田 1570 番地	集落住民の同意 周辺環境への配慮 地元食材の使用

ひの家ふえ位置図

